

札幌市からのお知らせ

ごみステーションの利用について

地域のごみステーションは、町内会・自治会等で管理器材を購入して、利用する方々で除雪や清掃等の管理をしています。

町内会・自治会等に加入されていない皆様においても、下記要綱に基づき、ごみステーションの管理と応分の費用負担が必要です。



札幌市ごみステーションの設置及び 清潔保持等に関する要綱



要綱全文はこちら

第4条(抜粋)

- ・市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。
- ・管理器材の購入については、応分の費用負担をすること。

※ごみステーションの設置、利用及び維持管理等に関するよくある質問(FAQ)はこちら



【お問い合わせ先】
札幌市環境局業務課 ☎011-211-2916